

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第24号

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	金 額（円）
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	670
	第2種電柱		1,000
	第3種電柱		1,400
	第1種電話柱		600
	第2種電話柱		960
	第3種電話柱		1,300
	その他の柱類		60
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6
	地下に設ける電線その他の線類		4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360
変圧塔その他これに類する	1個につき1年	1,200	

	ものおよび公衆電話所				
	郵便差出箱および信書便差出箱			500	
	広告塔		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,900	
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,200	
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル につき1年	25	
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの			36	
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの			54	
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			72	
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの			110	
	外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの			140	
	外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの			250	
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの			360	
	外径が1メートル以上のもの			720	
法第32条 第1項第 3号に掲	自 動 運	法第2条第 2項第5号 に規定する	地下に設け るもの その他のもの	長さ1メートル につき1年	4

掲げる施設	行 補 助 施 設	自動運行装 置による検 知の対象と して設置す る導線その 他の線類	の		
		道路の構造又は交通の 状況を表示する標示柱 その他の柱類		1本につき1年	960
		その他のも の	上空に設け るもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	600
			地下に設け るもの		360
その他のもの			1,200		
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,200
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街および 地下室	階数が1の もの	Aに0.004を乗 じて得た額		
		階数が2の もの		Aに0.006を乗 じて得た額	
		階数が3以 上のもの		Aに0.008を乗 じて得た額	
	上空に設ける通路		950		
	地下に設ける通路		570		
その他のもの		1,200			
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	19	
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1月	190	

政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	標識		1本につき1年	960
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	1本につき1日	19
		その他のもの	1本につき1月	190
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900
		その他のもの		950
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方	1,200
政令第7条第3号に掲げる施設		メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設		占用面積1平方	190	

および同条第5号に掲げる工事用材料		メートルにつき	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物		1月	120
および同条第7号に掲げる施設			
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき 1年 Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗

応急仮設		じて得た額
建築物	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.026を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第14号および第15号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額

## 附 則

### （施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### （経過措置）

- この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項もしくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による協議が成立して存する占用物件（この条例の施行の日以後に当該許可又は協議が更新された場合を含む。以下「継続占用物件」という。）に係る令和8年度以降の占用料の額は、改正後の秋田市道路占用等に関する条例第5条の規定を適用して算定した占用料の額が当該継続占用物件に係る前年度の占用料の額（令和8年度分の占用料を算出する場合において、令和7年度中に占用を開始した継続占用物件については、実際の占用期間にかかわらず、令和7年度1年分の占用料に相当する額とす

る。)に1.2を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、同条の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。